

令和3年度（令和2年所得分）申告相談日程表 申告相談時間

受付は午後3時まで、申告相談は午前9時からになります（正午～午後1時は除く）。
午前中の受付者でも受付人数によっては、午後1時以降の相談になる場合があります。

◎2月25日(木)・26日(金)は本庁舎のみの受付（全地区対象）になります。
◎新利根・桜川公民館は月曜日が閉館の為、月曜日の受付は本庁舎・東支所のみになります。

青色申告、土地・建物・株式の売買や配当等がある方の確定申告は、竜ヶ崎税務署でお願いします。

月日	会場 江戸崎地区（本庁舎） 3階 331大会議室	新利根地区（新利根公民館） 研修室4
2月16日（火）	【地区指定なし】	太田上・小野
17日（水）		太田下・桑山新田
18日（木）		堀川・寺内
19日（金）		根本1区
21日（日）	本庁舎「3階331大会議室」で実施いたします。【全地区対象】	
22日（月）	【地区指定なし】	
24日（水）		根本2区・3区
25日（木）	本庁舎「3階331大会議室」で実施いたします。【全地区対象】	
26日（金）		
28日（日）	本庁舎「3階331大会議室」で実施いたします。【全地区対象】	
3月1日（月）	【地区指定なし】	
2日（火）		根本4区・5区・6区
3日（水）		曾根
4日（木）		中山・狸穴
5日（金）		伊佐津
8日（月）		
9日（火）		戊渡・伊崎・南太田
10日（水）		角崎・柴崎（指定なし）
11日（木）		柴崎（寺地）・（九軒）
12日（金）		柴崎（寄居）・（新宿）
15日（月）		

月日	会場 桜川地区（桜川公民館） 研修室	東地区（東支所） 3階 第3会議室
2月16日（火）	【地区指定なし】	余津谷・清久島・橋向
17日（水）		押砂・曲淵・四ツ谷
18日（木）		六角・結佐
19日（金）		佐原組新田・手賀組新田 八筋川・境島・大島・三島
21日（日）		
22日（月）		西代・佐原下手
24日（水）	飯出・岡飯出	上之島・石納
25日（木）		
26日（金）		
28日（日）		
3月1日（月）		上須田
2日（火）	上馬渡・下馬渡・三次	伊佐部
3日（水）	神宮寺	阿波崎
4日（木）	四箇	下須田・釜井
5日（金）	阿波	本新
8日（月）		幸田
9日（火）	須賀津・甘田	脇川・中島・平須・福田
10日（水）	浮島	市崎・町田・東大沼
11日（木）	浮島	清水・町田新田・清水新田
12日（金）	【地区指定なし】	光葉
15日（月）		【地区指定なし】

問い合わせ先：稲敷市役所 税務課 住民税係 電話 029-892-2000(代表)

- ※・コロナウィルス感染防止の為、申告会場にお越しの際は、マスクを着用してご来場していただきますようご協力をお願いいたします。
- ・待合室が混雑する場合、順番が来るまで自家用車等の別の場所でお待ちいただく等の対応をさせていただく場合がございます。
- ・その他、入室前に検温を行い、申告受付時のアクリル板の設置や、手の消毒、机・椅子等の消毒等を行い、感染防止予防を行いますので、ご協力をお願いいたします。

- ◎ 申告相談会場は、大変混み合いますので、次のことについてご留意願います。
 - ・事業所得、農業所得、不動産所得等を申告される方は、必ず収支内容のわかる書類を事前に作成し、持参してください。（収支内訳がわからないと、当日に申告ができない場合があります。）
 - ・医療費控除を受ける方は、診療を受けた人、医療費の支払先ごとに領収書を整理し、計算を済ませ明細書を作成しておいてください。

- ※ 指定の日に都合がつかない方は、別の日に申告してください。（期間内であれば、どこの会場でも申告はできます。）
- ※ 本庁舎で受付する場合、早朝（6時頃）庁舎の玄関前に受付簿を設置いたします。なお、新利根・桜川・東会場の早朝受付簿設置は警備の関係で設置いたしません。
- ※ 消費税、所得税の申告についての問い合わせは、竜ヶ崎税務署でお願いします。電話 0297-66-1303(代表)

裏面もご覧ください。

◆申告・相談はお早めに◆

◎確定（住民税）申告期限は令和3年3月15日（月）です。

確定（住民税）申告の相談・受付は**令和3年2月16日（火）から3月15日（月）**までです。また、上記期間中は税務課職員が各申告会場に出向いており、税務課窓口での申告相談はできません。

申告相談・受付の詳しい日程・会場は裏面をご覧ください。日程表はホームページにも掲載しております。

申告期間中は大変混雑しますので、確定申告書を自分で作成し提出される方は、郵送により竜ヶ崎税務署へ提出をお願いします。

◆申告書にはマイナンバーの記載が必要になります◆

確定申告書等については、**税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。
※ **本人確認書類については、原本を添付することのないようご注意ください。**

本人確認書類

- ◆ **マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は**
 - マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
 - ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。
- ◆ **マイナンバーカードをお持ちでない方は**

番号確認書類	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 <ul style="list-style-type: none">● 通知カード● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。） などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 <ul style="list-style-type: none">● 運転免許証● 公的医療保険の被保険者証● パスポート● 身体障害者手帳● 在留カードなどのうちいずれか1つ

※ 法定調書の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときは2種類以上が必要です。

◆市の申告相談会場で相談できない内容◆

次の内容で確定申告される方は申告相談会場ではお取り扱いできませんので、竜ヶ崎税務署へ申告するか、税理士へ作成を依頼して下さい。（作成済みの申告書の提出は可能です。）

- 令和3年1月1日現在、稲敷市に住民登録のない方の申告
- 青色申告 ● 繰越損失のある申告 ● 雑損控除の申告
- 分離課税（土地・建物・株式等の売買、配当所得、先物取引等）の申告
- 過年度分（令和元年分以前）の申告
- 収支内訳書のできていない営業・農業・不動産所得等の申告
- 初年度の住宅借入金等特別控除 ● 住宅特定改修特別税額控除などの申告
- 仮想通貨に関する申告
- 国外居住の親族を扶養控除とする申告
- その他高度な判断を要する申告

◆国税庁ホームページから確定申告書が作成できます◆

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」で「確定申告書」が作成できます。

作成が終わったらプリントアウトして税務署に郵送してください。

また、インターネットから直接申告書の提出や納税ができる「e-Tax」の制度がありますので、ぜひご利用ください。

《郵送先》 〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町 1182-5
竜ヶ崎税務署 個人課税部門あて
TEL 0297(66)1303（代表）

◆市県民税（住民税）の申告を忘れずに◆

市県民税の申告書は、税金を計算するための資料となるばかりでなく皆さんがいろいろな面で市の発行する証明を必要とする場合にも使われますので、所得があった方も、なかった方も必ず申告してください。（年末調整が済み会社から給与支払報告書が市役所へ届いている方、所得税の確定申告書を提出された方、稲敷市内に住所を有する家族の扶養になっている方は申告の必要はありません。）

◎申告が必要な方

- 令和3年1月1日現在、稲敷市内に住所を有する人で前年中の状況が次に該当する方です。
- (1) 営業等、農業所得、不動産所得（貸地、貸家、駐車場等）、配当所得、雑所得（年金など）、があった方
 - (2) 給与所得者で次に該当する方
 - (ア) 勤務先から稲敷市へ『給与支払報告書』の提出がされていない方（提出したか、していないかは事業主あるいは経理担当者にお聞きください。）
 - (イ) 日雇・パート等により勤務先が一定していない方や中途退職しその後年末調整を受けていない方
 - (ウ) 給与所得者で給与以外の所得のあった方、または2カ所以上から給与の支払いを受けた方
※年末調整済の給与以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告はしなくてもよいことになっておりますが、市・県民税の申告はしなければなりません。
 - (エ) 医療費控除、雑損控除、寄付金控除を受けようとする方
 - (3) 公的年金等の所得のみの方で、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等を受けようとする方
 - (4) 所得のない人で、次に該当する場合
 - (ア) 国民健康保険に加入されている方
 - (イ) 後期高齢者医療保険に加入されている方
 - (ウ) 医療福祉費（マル福）受給者の方
 - (エ) 非課税証明書または所得証明書が必要な方

※ 申告に必要な書類など詳しいことは、竜ヶ崎税務署、または稲敷市税務課までお問い合わせください。

裏面もご覧ください。